



Title	高麗時代墓誌銘文化の展開とその資料的特性
Author(s)	金, 龍善; 橋本, 繁
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 112-124
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/100674">https://hdl.handle.net/11094/100674</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 高麗時代墓誌銘文化の展開とその資料的特性

金龍善

## 1. はじめに

国立文化財研究所は、韓国の金石文資料を調査・収集してのデジタル化作業を進めていたが、2004年に高麗時代の金石文708種のデータベースを構築した<sup>1</sup>。この数字が現在伝わる高麗時代の金石文すべてを網羅したものであるかは断言できないが、おそらくほぼ全てが含まれているとみてよいだろう。ところで、この中には、高麗時代の墓誌銘325点が含まれている。すなわち、高麗時代の金石文のうち、墓誌銘が占める比重が46%近くにもなるのである。こうした事実一つとっても、高麗時代の金石文で墓誌銘が占める位置がどのようなものか改めて強調する必要はないだろう。

よく知られているように墓誌銘は、ある人物の家系や業績などが記されている金石文である。その記録の多くは非常に詳細でありかつ忠実であるため、ある人物についての重要な伝記的資料となるだけでなく、彼が属した集団や社会を理解するためにも重要な情報を提供してくれる。墓誌銘がもつこうした価値のために、高麗時代の墓誌銘についてこれまで少なからざる関心がもたれ、それによって多くの研究がなされてきた。本稿では、こうした研究成果を基に、高麗時代の墓誌銘文化がどのように展開したか、また、墓誌銘の記録はどのような資料的特性があるのかについて簡単にみていこうと思う<sup>2</sup>。

## 2. 墓誌銘文化の登場

墓誌銘は、中国では前漢時代から現れ始めるが、5世紀頃の南北朝時代に急速に数多く作られるようになった。特に、北魏が洛陽に首都を移した494年以降、墓誌銘の製作が非常に流行した。この時期に作られた墓誌銘は、立派な題額とともに四神・双龍・怪獣・蓮花・唐草模様・雲文など華麗な絵や模様で装飾したものが多い。墓誌銘はこの北魏時代に形式的に完成し、その後、大きな変化がないまま隋・唐、そして遼・宋において継続して作られた。

高句麗と百濟は、魏晋南北朝の諸国と外交関係を結び、文物交流も活発に繰り広げた。北朝の前秦から高句麗に仏教が伝わった事実や、百濟・武寧王陵の建築様式が南朝の影響を受けたという点などが当時の事情をよく物語っている。この時期の韓半島と中国との文化交流がこのように活発であったならば、当然、当時の中国で流行していた墓誌銘文化も韓半島で知られていたであろう。

実際に武寧王陵からは、525年に作られた王と王妃の誌石が発見された。この誌石の表面には、王の名前と年齢、王と王妃の死亡した日付と葬られた日付および場所がそれぞれ

<sup>1</sup> 国立文化財研究所・韓国金石文総合映像情報システム参照（訳者注—現在は、国史編纂委員会が提供する韓国史データベースで「高麗時代金石文・文字資料データベース」が公開されている。

<https://db.history.go.kr/KOREA/item/gskoList.do>）。

<sup>2</sup> 特に本稿の第2章と第4章は、筆者の「高麗時代中央文化の差別性—墓誌銘を中心に」（『高麗金石文研究』一潮閣、2004年）の第1節の一部論旨を修正・補完したものであることを明記する。

書かれており、裏面には、方位図および墓地購入に関する記録も書かれている。ただ、それら記録があまりにも簡単であるため、この誌石の性格をめぐっては、墓誌銘とみるべきかあるいは買地券とみるべきか議論もある<sup>3</sup>。しかし、その性格はともかく、この誌石の出現によって当時の百濟人が少なくとも墓誌銘の存在を知っていたという事実は明らかとなった。また、それよりも前の4世紀後半と5世紀の高句麗では、墓内の壁に墨で書いた記録を残している<sup>4</sup>。これらは独立した誌石ではないとはいえ、広い意味で墓誌とみてよいだろう。

このような点からして、高句麗と百濟では4・5世紀には、王室をはじめとする一部の階層で墓誌銘という存在が知られており、また、遅くとも6世紀初めには、初步的な形態とはいえ墓誌銘文化を導入したとみてもよいだろう。新羅の場合も、こうした傾向から大きくは外れないと思われる。特に、中国に多く渡った渡唐留学生を通じて、新羅の上流階層は、あるいは百濟や高句麗よりも多くの墓誌銘文化に接していた可能性が十分ある。百濟と高句麗が滅んだあと、中国で一生を終えた高句麗の最高位の貴族出身である遺民の墓誌や、王族や最高位の貴族である百濟遺民の墓誌が、中国の洛陽で作られている<sup>5</sup>。渤海においても、8世紀後半に作られた2基の公主墓誌銘が発見されたことで、墓誌銘文化が相当に発達していたという事実を確認できる<sup>6</sup>。

しかし、4・5世紀の高句麗壁画の墨書銘や6世紀前半の百濟・武寧王陵出土誌石を除くと、その後、統一新羅と後三国時代を経て高麗建国初期に至るまで、韓半島で作られた墓誌銘は一つも伝わっていない。実物はおろか、墓誌銘に関する文献資料すら現在記録されているものは一つもない。こうした点から、これら墨書銘と武寧王陵誌石は、むしろ例外的な存在とせざるをえないだろう。すなわち、韓半島で墓誌銘文化が本格的に登場するまでには、相当な期間が必要であったということである。そして、高麗が建国された後になって、その文化が活発に展開し始めたといえよう。

先述したように、高麗時代に作られた墓誌銘のうち、現在伝わっているものだけでも300基を超える。このうち、実物でもっとも古いものは1024年（顯宗15）に作られた

<sup>3</sup> 武寧王陵出土誌石の性格と論争についての簡単な説明としては、金英心「武寧王誌石」（韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』I、駕楽国史蹟開発研究院、1992年）149～157頁参照。

<sup>4</sup> このうち代表的なものとしては、357年頃と推定される黄海道安岳郡の「安岳3号墳墨書銘」と、408年に作られた平安南道南浦市の「徳興里古墳墨書銘」が挙げられる。このほかにも、高句麗には長寿王代に製作されたものと考えられる中国・吉林省集安市の「牟頭婁墓誌」などいくつかの墨書銘が残っている。これらの墨書銘については、韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』I（前掲）の55～102頁参照。

<sup>5</sup> 国を失って中国で死亡した高句麗の淵蓋蘇文の息子である泉男生・泉男産の墓誌銘、泉男生の息子孫である泉獻誠・泉惣の墓誌銘、百濟・義慈王の息子である扶余隆の墓誌銘、百濟復興軍の大将であった黒齒常之とその息子である黒齒俊の墓誌銘が、7世紀初めから8世紀前半に作られている。これらの墓誌銘は、1920年代頃に中国河南省洛陽市邙山一帯で出土した。これらの墓誌銘についても、韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』I（前掲）149～157頁参照。

<sup>6</sup> 渤海の貞惠公主（737～777年）と貞孝公主（757～792年）の墓誌銘が、中国吉林省敦化市と和龍市で1949年と1980年にそれぞれ発見されている。これらの墓誌銘については韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』III、451～466頁参照。

「蔡仁範墓誌銘」であり、その次が 1045 年（靖宗 11）に作られた「劉志誠墓誌銘」である。そして、1051・1059・1061 年に相次いで「柳邦憲墓誌銘」「李隴西公墓誌銘」「李子淵墓誌銘」が作られた。特に、柳邦憲（944～1009 年）のばあい、彼が死亡したのは 1009 年であるが、1051 年に彼の墓を改葬した際に墓誌銘を新たに作ったと記されている<sup>7</sup>。こうした事実は、11 世紀初めになってはじめて高麗社会に墓誌銘というものが登場し、11 世紀半ば以降には本格的に墓誌銘文化が展開していったことを物語ろう。

なぜこの時期に突然、それも本格的に墓誌銘が登場したのか、その社会的背景はよくわからない。しかし、現存する高麗墓誌銘のうち、もっとも古い墓誌銘の主人公である蔡仁範と劉志誠は、いずれも中国から高麗に帰化してきた人物である。すなわち、蔡仁範（934～998 年）は、宋・江南の泉州出身で光宗 21 年（970）に高麗に渡って来た<sup>8</sup>。劉志誠（972～1039 年）は、宋・楊州出身で成宗～穆宗年間に高麗に來たと推定される<sup>9</sup>。彼らが高麗に渡ってきた時期の高麗朝廷では、双冀をはじめ中国出身の帰化人が多く活躍していたという事実はよく知られている。彼らは特に、主に文翰や儀礼などを担って高麗朝廷の核心部署で活躍し、王を補佐したり諮詢の役割を通じて政治制度や社会改革に積極的に参与した<sup>10</sup>。

そのため、このような帰化中国人によって中国風を加味した葬礼儀式が高麗社会に導入されるとともに、墓誌銘文化も本格的に展開し始めたのではないかと思われる。

### 3. 墓誌銘の登場と社会的・思想的背景

墓誌銘の製作は、喪礼や葬礼儀式と必然的に関連をもっている。ところで、高麗社会では、10 世紀後半から 11 世紀初めにかけて、喪葬礼に関する法規が大きく整備された。すなわち、景宗元年（976）2 月に文武両班の墓地の広さと墳墓の大きさを規制する法令を発した後<sup>11</sup>、同王 6 年（981）には父母の忌日における官吏の休暇に対する規定が作られた<sup>12</sup>。それにつづいて成宗 4 年（985）に五服制度に対する規定が作られると<sup>13</sup>、同王 7 年（988）に五廟を定め<sup>14</sup>、同王 15 年には父母の喪にあった官吏に対する規定を整えるなど<sup>15</sup>、喪葬礼に関する一連の法令が作られ始めた。また、靖宗 3 年（1037）には改葬の際

<sup>7</sup> 「柳邦憲墓誌銘」（金龍善編『高麗墓誌銘集成』第 3 版、翰林大・アジア文化研究所、2001 年）16～18 頁（以下、『集成』）。

<sup>8</sup> 「蔡仁範墓誌銘」（『集成』）14 頁。

<sup>9</sup> 「劉志誠墓誌銘」（『集成』）15 頁。

<sup>10</sup> 朴玉杰『高麗時代の帰化人研究』（国学資料院、1996 年）211～219 頁。

<sup>11</sup> 『高麗史』卷 85・刑法志 2・禁令「景宗元年二月、定文武両班墓地。一品、方九十步。二品、八十步。墳高、並一丈六尺。三品、七十步、高一丈。四品、六十步。五品、五十步。六品以下、並三十步、高不過八尺。」

<sup>12</sup> 『高麗史』卷 64・礼志 6・百官忌暇「景宗六年十二月制、父母忌日、依書儀、一日兩宵給暇。」

<sup>13</sup> 『高麗史節要』卷 2・成宗 4 年 10 月条。

<sup>14</sup> 『高麗史節要』卷 2・成宗 7 年条参照。

<sup>15</sup> 『高麗史』卷 84・刑法志 1・官吏給暇条、成宗 15 年条参照。

の休暇規定が作られ<sup>16</sup>、同王 11 年（1045）には父母の墓を掃除するための休暇規定も作られた<sup>17</sup>。こうして高麗貴族社会の喪葬礼に関する法規と意識が整備されていった時期に、墓誌銘が初めて作られているのである。そのため、このような一連の規定の制定と墓誌銘の登場は、密接な関連性をもつとみるのが自然だろう。

この時に制定された喪葬と祭礼は、なによりも儒家的礼教秩序をその背景としている<sup>18</sup>。特に成宗は、高麗社会体制の理念的基礎として孝思想を強調し、孝を具体的に広く普及して実践するための一つの手段として喪葬礼をはじめ各種の法規定を作った。また成宗は、この孝思想を具体的に実現するための根本經典として『孝經』を重視した。儒家の主要な經典のなかで『孝經』が儒教的実践道徳の根本理念を提供しているとすれば、それを日常生活に適用するための道徳的礼儀を規定したのが『礼記』であるといえる。ところで高麗は、光宗 9 年（958）に科挙制をはじめて施行するとともに、製述科の試験科目を詩・賦・頌および時務策と定めている。その後、多少の変動をへて穆宗 7 年（1004）には詩・賦・時務策に『礼經』10 条を新たに追加したが、この科目は睿宗 14 年（1119）『(六經) 経義』に変更するまで続いた<sup>19</sup>。一方、明經業の試験科目は、顯宗 15 年（1024）に「五経のうち一机ずつを試験するようにした」とあるので<sup>20</sup>、『礼記』もそのなかに含まれていたことが分かる。こうして高麗初期に国家の統治理念として『孝經』を重視して『礼記』が科挙試験科目として追加される現象は、まさに儒家的喪葬礼の法制化と密接な関連をもつものである。そして、まさにこうした社会的雰囲気のなかで墓誌銘も初めて登場したのである。

それでは高麗時代に墓誌銘を作った目的と、その思想的背景はどのようなものだったのだろうか。次の墓誌銘の記録をみてみよう。

平生行迹不可不記、自書始終大略留示二子。畢竟行李六月日歸之處所宜當繼書留誌于墳耳。（平生の行跡は記さざるをえないため、生涯の大略を自ら書きしるして二人の息子に残し示すこととした。畢竟、世を去った日付と埋葬した場所は、当然書き継いで墓に誌として残してくれるだろう。）<sup>21</sup>

將葬之日其孤僕來謁以余爲先人之所托且泣且言請余爲墓誌。余亦春秋之徒也、人之善惡不可不書、一則美大夫之行事、二則嘉孝子之用心。粗叙始終誌而銘之。((吳潛の) 葬式の日になると息子である僕が来て父親が託したことを伝え、泣きながら私（尹奕）に墓誌銘を請うた。私もまた『春秋』を学んだ徒として人の善惡を記せずにはおられず、一つは大夫の行跡を称えるため、二つには孝子の心の用いることを嘉したためである。始終のおおよそを記して銘す。)<sup>22</sup>

<sup>16</sup> 『高麗史』卷 64・礼志 6・五服制度条、靖宗 3 年正月条参照。

<sup>17</sup> 『高麗史』卷 84・刑法志 1・官吏給暇条、靖宗 11 年 2 月条参照。

<sup>18</sup> 李熙徳『高麗儒教政治思想の研究』（一潮閣、1984 年）187～224 頁。

<sup>19</sup> 『高麗史』卷 73・選挙志 1・科目 1・穆宗 7 年 3 月条参照。

<sup>20</sup> 『高麗史』卷 73・選挙志 1・科目 1・仁宗 14 年 1 月判条参照。

<sup>21</sup> 「金眞自撰墓誌銘」（『集成』419 頁：忠烈王 31 年（1305））。

<sup>22</sup> 「吳潛墓誌銘」（『集成』491 頁：忠肅王復位 5 年（1336））。

これらの記録は高麗後期に書かれたものではあるが、これによると墓誌銘は、なにより故人の生前の業績を知らしめたり業績を称えるために作られるものである。こうした事実は結局、墓誌銘を作るという行為自体が儒家的立場から故人の業績を記録すると同時に、祖先に対する崇拝すなわち孝を実践するためであるという点が浮き彫りとなる。

そうであれば、こうした目的のために墓誌銘はどのような立場で書かねばならなかつたか。次の墓誌銘にはこのように記されている。

禮曰、「銘者自名、祖先無美而稱之誣、善不知不明、知而不傳不仁。此三者、君子之耻也」。則以大夫人美、及諸子之明與仁、遠此三恥、無疑矣。故書夫人之閥與行、悉備納之壙。（『礼記』に曰く「銘とは名を残そうとするものであり、祖先が立派でないのにこれを称賛すれば嘘となり、善いことをしたのに知らざれば不明となり、知りながらも伝えなければ不仁となる。この三つは君子が恥とするところである」と。そうであれば大夫人（金眞妻許氏）が立派であり、息子たちが聰明にして仁であるので、この三つの恥とは遠いことは疑いない。そのため、夫人の家門と行いをすべて書いてこれを墓に入れる）<sup>23</sup>

すなわち、墓誌銘は基本的に祖先の名を残そうとするものであるが、祖先の行いを偽つて記録してはならず、祖先の徳行を詳細に知っていなければならず、また、文字で明らかに記録しなければならないというのである。こうした墓誌銘を作る目的とその内容を記述する態度について「金眞妻許氏墓誌銘」の作者である金開物は、『礼記』、そのなかでも祭統篇の一節を引用している。

そのため、以上のようないくつかの記録からみると、墓誌銘文化というものが儒教的価値を根本理念としていると同時に、『孝經』であるとか『礼記』のような経典がその具体的な実践指針を提供しているといってよいだろう。

重ねていうならば、このような儒教経典を通じて重要視される価値観は、10世紀後半から11世紀初めの高麗社会で特に国家的に強調されたものでもあった。そして、まさにこうした時期に合わせて墓誌銘が登場したのである。そのため、墓誌銘文化が登場するとすぐに急速に拡散した現象も、こうした理念が奨励された当時の社会的雰囲気を背景にしていると結論付けられる。

だからといって、高麗時代の墓誌銘の登場した思想的な背景が、全面的に儒教的理念や価値とのみ結び付けられると理解するのはあまりにも単純な考え方である。なによりも高麗時代、少なくとも性理学が本格的に受容され始める高麗後期以前までは、大部分の葬礼が仏教儀式によって行われていた点に注目しなければならないためである。実際に墓誌銘の記録をみると、仏教式の火葬をした後に、その遺骨を埋葬するとともに墓誌銘を作つて一緒に埋めるのが一般的であった<sup>24</sup>。こうした点から高麗時代の葬礼は、仏教式火葬文化と儒教式墓誌銘文化が混合していたとみなければならないだろう。

それだけではなく、高麗の墓誌銘文化には道教の影響も強くみられる。百濟・武寧王陵

<sup>23</sup> 「金眞妻許氏墓誌銘」（『集成』447頁：忠肅王11年（1324））。

<sup>24</sup> 鄭吉子「高麗時代火葬に対する考察」（『釜山史学』7、釜山史学会、1963年）。

誌石は、墓誌銘というよりは買地券とみなければならないという主張があるということは先に少し言及したが、筆者の考えでは買地券も広い意味で墓誌銘に含めてよいのではないだろうか。買地券は、地下世界の土地神と官吏に仮想的に一定の額を支払って墓がある土地を買ったということを証明する文券であり、道教的な性格を強くもっている。ところで、高麗仁宗 19 年（1141）に作られた「（僧）闡祥墓誌銘」と<sup>25</sup>、仁宗 21 年（1143）に作られた「（僧）世賢墓誌銘」<sup>26</sup>は、典型的な買地券の形式をしている。すなわち、その内容をみると、闡祥は 99,990 貫文を支払って土地 1 段を買い、世賢は 19,990 文で周囲 1 頃の墓地を買っているが、その契約を確実にするために地下世界の仙人であるとか官吏であると考えられる李定度などの人物を保証人として立てている。

ここで注目される点は、買地券形式の墓誌銘を残したこれら二人がいずれも僧侶であるという点である。闡祥は開京の有名な寺院である玄化寺の住持であり、世賢も開京にあった松川寺の住持で僧階が三重大師に至った人物である。すなわち、重要寺院の住持であったり高位職僧階をもっていた僧侶の墓誌銘が買地券形式で作られており、その記録の中には道教的な死後の世界がそのまま描かれている。こうした事実は、高麗時代の墓誌銘文化が儒教的理念を土台としながら仏教や道教的要素とも混合していたことを端的に示している。このように儒教と仏教と道教が互いに融合していたという点から、高麗社会がもっていた思想的開放性もうかがえる。

高麗社会に墓誌銘が登場することになった時期や社会的背景については、今後さらに綿密な検討が必要である。しかし、高麗時代に墓誌銘文化が新たに登場して本格的に展開する背景には、このような高麗時代の独特な社会的、文化的素養があったという点は明らかだろう。

#### 4. 墓誌銘を作った人々

帰化中国人官吏によって導入された墓誌銘文化は、地位の高下に関わらず高麗の官吏社会に急速に広がっていったとみられる。現在伝わる草創期の墓誌銘の主人公のなかで、柳邦憲は、官職が門下侍郎平章事まで登って死後に内史令に追贈され、仁州（慶源）李氏出身である李子淵は、生前に門下侍中を歴任した。「李子淵墓誌銘」より 2 年早く作られた「李隣西公墓誌銘」には、彼の官職が承務郎檢校軍器少監であるとされている<sup>27</sup>。承務郎は從八品の文散階であり、軍器少監は軍器寺の從五品官職であった。また僧侶である「（僧）金爛円墓誌銘」が 1072 年に作られており、女性の墓誌銘である「鄭僅妻金氏墓誌銘」が 1110 年に作られている。こうした事実は、墓誌銘文化が普及するとすぐに高位官吏から下位官吏にいたるまであらゆる階層で墓誌銘を作り始め、また、すぐに続いて僧侶や女性も墓誌銘を作るようになったことを物語る。

高麗時代に墓誌銘製作に関して、身分上の制約や官職の高下による何らかの規制があったという痕跡は残っていない。しかも、次の記録をみると、そうした規制が全くなかったのではないかとすら思われる。

<sup>25</sup> 「（僧）闡祥墓誌銘」（『集成』72 頁）。

<sup>26</sup> 「（僧）世賢墓誌銘」（『集成』78 頁）。

<sup>27</sup> 「李隣西公墓誌銘」（『集成』19 頁）。

夫世之官、崇勢鉅者、雖平生無赫赫事業、及其歿也、皆欲鋟銘誌、餉寵于泉隧。予嘗嫉其夸誕、迺謂、「石雖不言、惡用黜其硬面、而□遺羞耶」。（およそ世の官吏は、大きな勢力のみ敬い仕えて平生これといった業績がなくとも、亡くなるに及んでは皆が墓誌に銘を刻んであの世でも栄誉を欲している。私がかつてその誇張を憎んで「石は話すことができないとはいっても、どうしてその硬い面を刻んで辱めるのか」といった。<sup>28</sup>

すなわち、薛慎の墓誌銘を書いた金百鑑（のちに金壻と改名）は、高宗代の「世の官吏」が生時の業績と関係なく「皆」が墓誌に銘を刻む風潮を慨嘆している。さらに、この墓誌銘が作られた時期は、江華に遷都してモンゴルとの戦争を繰り広げるなど高麗社会が非常に困難な時期でもあった。作者がこうした現状を慨嘆するほかなかった理由は別に考えるとしても、いずれにせよ当時の官吏は、職位の高低や徳行の有無に関係なく誰でも墓誌銘を作り、また作ることができたという事実は注目せざるを得ないだろう。

もちろん、高麗時代のすべての官吏が「必ず」墓誌銘を作らなければならなかつたわけではない。喪葬礼の儀式は身分によって次第や規模が異なつたであろうが、その儀式を執行するに際して身分以外に重要なのは経済的な問題であつただろう。そのため、墓誌銘を作るほどの経済力をもちあわせていない者たちの場合、墓誌銘の製作は当然省略するしかなかつた。次の記録からみられるように、不遇な一生を送つて貧窮のなかに死んだ林椿のような場合がこうした事実をよく物語る。

林先輩椿卽世幾踰二紀。戊午六月二十五日夢、予友朴還古來告云「林先生死、墓銘非子焉託」。因出木槧三寸許、請其辭。予若嫌其狹。朴曰「得子辭、雖一字足矣」（林椿が世を去つてからほぼ24年となつた。戊午年（神宗元・1198）6月25日に夢を見て、私の友である朴還古が来て言つには、「林先生の葬式をしたが墓誌銘がなかつたので、そなたに頼みたい」と。そして、木を三寸ほどに切つて文字を書くことを請つた。私が小さすぎるので嫌がるそぶりをみせると、朴は「そなたが文字を書いてくれるならたとえ一文字でも十分だろう」といった）。<sup>29</sup>

すなわち、林椿が死亡した後、20年あまり経つても墓誌銘を作ることがきづに負担を感じていた李奎報が、夢を契機として遅ればせながら墓誌銘を作つたといつのである。この記録からみると、墓誌銘を作ることはほとんど必須であったが、状況によつてそのようにできない場合も相当あつただろう。そして、現在まで実物で伝わる高麗時代の墓誌銘は、大部分が石板で作られているが、実際には故人の経済的条件によつて大きさや装飾を縮小したり、あるいは木やほかの材料で作られる場合も多かったと考えられる<sup>30</sup>。こうし

<sup>28</sup> 「薛慎墓誌銘」（『集成』381頁：高宗38年（1251））。

<sup>29</sup> 李奎報『東國李相国集』卷8・古律詩「悼朴生児兼書夢中事」序文】

<sup>30</sup> 「閔脩墓誌銘」は、石板ではなく石硯に書かれている。このような事例は、高麗時代の墓誌銘が多様な材料で作られたということを示している。大きさは「長5寸7分、広4寸3分」である。『朝鮮古蹟図譜』9、朝鮮総督府、1929年の図版写真参照。

た点から高麗時代の墓誌銘文化は、経済的な問題とも密接な関連をもっていたとみられる。

それでは、実際の墓誌銘を残した人々はどのような身分であったろうか。現在伝わる324基の高麗時代墓誌銘の主人公を男性と女性に分けて、これをさらに身分別に区分すると表1のようになる（訳者注一表の時期区分は『高麗墓誌銘集成』にしたがったものである。「前期」は918～1170年、「武人政権期」は1170～1270年、「後期上」は「忠烈王～忠定王」で1274～1351年、「後期下」は「恭愍王～恭讓王」で1351～1392年である。）

表1 高麗墓誌銘主人公の性別・身分別分類 (単位:名)

時期	男性					女性		合計	
	官吏	宗室	僧侶			官吏家族	王妃・宗室		
			官吏	王室	未詳				
前期	80		9	4	3	18	1	115	
武人政権期	78	2	3	1	0	6	2	92	
後期上	60		0	0	0	17	1	78	
後期下	21		0	0	0	6	0	27	
年代未詳	10		0	0	0	2	0	12	
合計	249	2	12	5	3	49	4	324	

この表1をみると男性の墓誌銘は271基であるが、このうち一般の官吏が249人、宗室出身が2名、僧侶が20名と分類される。一般の官吏のなかには中書令や門下侍中のような最高位職を歴任した人物もいるが、郎将同正（正六品）<sup>31</sup>や主夫同正（七・八品に該当）<sup>32</sup>のように中・下位の散職の人物もいる。また、僧侶20名は、王室出身が5名、官吏の子弟が12名である<sup>33</sup>。残りの3名の僧侶は出身が不明であるが、僧階をもっていたり有名な寺院の住持を歴任した事実があるので、彼らも少なくとも官吏の子弟であったか、あるいは広い意味で官吏身分とみなしてよいと思われる。このようにみてくると墓誌銘を残した271名の男性は、すべて官吏出身であるという共通点をもっているという事実が明らかとなる（宗室出身の2名も職位をもっているので、彼らも広い意味で官吏に含んでもよいだろう）。

女性の墓誌銘は全53基であるが、このうち王妃が1名、宗室出身が3名である。残りの49名の女性も、夫が官吏であるか父が官吏であった。すなわち、男性と同様に、墓誌銘を残した女性の身分もすべて官吏階層出身であったといえる。

このようにみてくると結局、墓誌銘を残した人物は、王族・僧侶・女性を含めてすべて

<sup>31</sup> 作られた年代不明の「趙某墓誌銘」には、彼の官職が郎将同正となっている（『集成』624頁）。

<sup>32</sup> 明宗18年に作られた「崔理墓誌銘」には、彼の官職が主夫同正であるとなっている（『集成』267頁）。

<sup>33</sup> 「(僧)康教雄墓誌銘」と「(僧)尹智偁墓誌銘」には、彼らの父と祖がみな郡吏であるとしている。しかし、郷吏の子弟として僧になったものは出家した後に僧科に及第したため、彼らが郷吏出身の科挙及第者と同様に「中央の官吏」のような身分をもっていたとみなす。『集成』136・276参照。

官吏とその家族であったといえる。ところで、さらに検討してみると、彼らは官吏のなかでもすべて中央の官職をもっていた人物であった。彼らのなかには伝統的な門閥貴族の後裔もいるが、郷吏出身、特に本人自身が郷吏であって中央に進出した人物もいる。例えば、鄭穆（1040～1105年）は、18歳で故郷である東萊郡を離れて上京して科挙に及第した後、三品職にまで登って亡くなっているが、彼の父と祖父はいずれも郡長すなわち東萊郡の郷吏であった<sup>34</sup>。崔婁伯は、水原の郷吏であった父・崔尚翥が虎に殺されると、その虎を捕まえて恨みを晴らして自ら三年喪に服した孝子として有名であるが、彼もまたのちに都に登って科挙に及第した後、国子祭酒にまで登って墓誌銘を残した<sup>35</sup>。崔婁伯は、妻・廉瓊愛が先に死ぬと、愛に溢れた哀切な墓誌銘を直接作っている<sup>36</sup>。文班官吏として進出した彼らと異なり、寧州の戸長であった宋子清は、武班として進出して大將軍にまで昇進した後、自らの墓誌銘を残している<sup>37</sup>。このような事例からみられるように郷吏出身であっても、一度中央に進出するようになると誰もが墓誌銘を作ることができたのである。

しかし、一つ注目される点は、郷吏出身であって中央に進出した人物の墓誌銘は多く作られているが、郷吏本人の墓誌銘となると今日残っているものは一つもないという事実である。これもまた特別な現象と思われる。実際に、高麗の郷吏は、地方行政を補佐する地方の末端勢力として存在していたが、郷校などで教育を受けた知識階層として地方の界首官試に及第して郷貢という称号を受けることができ、中央の科挙に応じる資格も持っていた。彼らは、科挙を通じて入仕する以外にも、宋子清の例にみられるように武功を立てるなどしていくらでも中央に進出する資格と機会を持っていた。

また、彼ら郷吏出身の人物は、中央に進出した後にも郷党すなわち故郷に残っている親戚と持続的な交流を結ぶ場合もかなり多かった。例えば、全羅道沃溝県の郷貢出身者の息子で、彼自身が科挙に及第して中央官吏となった高瑩中の墓誌銘をみると、

至如郷黨子弟、貧不能自業者、無問親疎、皆聚於家、或撫育之、或教誨之。由是郷黨賴公而成者甚衆。（故郷の親戚の子弟に至るまで、貧しくて自ら業を継げないものたちには親疎を問うことなくすべて家に集めてあるいは育てあるいは教えた。これによって、故郷の親戚のなかには、公のおかげで成功したものも多かった。）<sup>38</sup>

とあり、故郷に残っている親族と経済的・文化的に不斷の交流をもっていたことが分かる。こうした事例からみられるように高麗の郷吏は、中央に進出した官吏と血縁的に直接関連を結ぶとともに、社会的・文化的につながる場合も多かった。しかしながら、郷吏出身として墓誌銘を残した者が一人もいないということは、非常に注目される現象といわざるをえない。

特に墓誌銘は、大部分が故人と非常に近い関係にあった人物が建てる。両親が死亡する

<sup>34</sup> 「鄭穆墓誌銘」（『集成』34～37頁）。

<sup>35</sup> 『高麗史』卷121・孝友「崔婁伯伝」、「崔婁伯墓誌銘」（『集成』292～294頁）。

<sup>36</sup> 「崔婁伯妻廉瓊愛墓誌銘」（『集成』285～286頁）。

<sup>37</sup> 「宋子清墓誌銘」（『集成』285～286頁）。

<sup>38</sup> 「高瑩中墓誌銘」（『集成』296頁：熙宗5年（1209年））。

と息子や婿が直接建てたり、友人あるいは父母の知人・親戚・弟子・門下生に依頼することもあった。妻や子女が死んだ場合には、夫や父親が墓誌銘を作る場合もあるが、同僚や後輩・弟子に依頼することもあった。自身の墓誌銘を生きている間に本人みずから作る場合もあった。

こうした事情を勘案すると、郷吏が互いに墓誌銘を作らなかったといつても、少なくとも科挙を通じて中央に進出した郷吏出身の人物が彼らの父母・兄弟や親戚・岳父・義母などのために作った墓誌銘が一点も伝わっていないことは、単に異例であるというよりも特異な現象であると思われる。さらに、中央の官吏社会では、官職の高下や出仕方法、文・武の区分なく誰でも自由に墓誌銘を作っていた。こうした点から高麗時代の墓誌銘文化は、中央の官吏すなわち両班の専有物であり、郷吏は徹底して排除されていたといえる。なぜこのような現象が発生したのかは、今後さらに精密に検討する必要がある。いずれにせよ高麗時代の墓誌銘文化は、徹底して中央の文化であり、支配階層である貴族官吏の文化であったといえる。

## 5. 高麗墓誌銘の資料的特性

墓誌銘の記録は、ある個人に関する忠実な伝記的資料であるだけでなく、彼が属した集団や社会を研究するためにも非常に重要な史料であるということは改めて強調する必要がないだろう。ところで、現在残っている324名の高麗墓誌銘の主人公が、『高麗史』列伝にどの程度残されているかを調査すると次の表2のとおりである。

表2 高麗墓誌銘主人公の『高麗史』立伝・附伝

時期	区分	立伝	附伝	合計
前期		15	5	20
武人政権期		15	6	21
後期・上		27	18	45
後期・下		9	7	16
	合計	66	36	102

この表2にみられるように、『高麗史』にみずから単独の伝記が載せられている人物は66名であり、父など他の人物の伝記に付されている人物が36名、合計102名の伝記が『高麗史』列伝に載せられている。いいかえれば、彼らを除く残りの222名の個人に関する新たで豊かな資料を、高麗墓誌銘を通して知ることができるようにになったということでもある。こうした数値だけでも、高麗墓誌銘の史料的価値が『高麗史』列伝のそれに匹敵するといつても決して過言ではない。

しかし、このような数値の単純な比較を超えて、墓誌銘の記録は『高麗史』列伝を編纂する際に基本資料となったという事実にさらに重要な意味があると思われる。その端的な様子は、『高麗史』卷112に載せられた「趙云伝」にみることができる。『高麗史』には趙云伝の伝記を記録した最後の部分に

將終、自述墓誌曰…（死期が近づくとみずから墓誌を作つて言うには…）<sup>39</sup>

とあり、趙云亿の墓誌の内容を書き写している。趙云亿（1332～1404年）は朝鮮・太宗4年（1404）に死亡したため、彼の墓誌銘を高麗時代のものとしてよいかという問題があり、『高麗史』に載せられているその記録が、趙云亿がみずから書いたという墓誌銘の全文を写したものなのかもわからない。いずれにせよ、この記録は、『高麗史』編纂者が列伝を作る際に墓誌銘資料を原典として利用したという直接的な証拠である。そのほかにも、墓誌銘の記録と『高麗史』列伝を比較してみると、列伝の記録が墓誌銘を基にして書かれただろうという心証を固めてくれる事例は、一一言及し難いほどに多い。こうした点から第一次的な資料である墓誌銘に載せられている内容は、『高麗史』などの文献史書が伝えるものよりもずっと豊かで生き生きとしたものといえる。

これと関連してもう一つ重要な事実は、墓誌銘の記録を通してこれまでの史書の誤りを正すことができるという点である。例えば、『高麗史』卷96の「尹瓘伝」に附伝されている「尹彦頤伝」をみると、尹彦頤が死ぬ直前に書いた詩一首が載せられている。この部分は、崔滋が著した『補閑集』の内容を、ほとんどそのまま書き写したものと考えられる<sup>40</sup>。ところで、今日、「尹彦頤墓誌銘」<sup>41</sup>と彼の弟である「尹彦旼墓誌銘」<sup>42</sup>が残っているが、「尹彦旼墓誌銘」にはその詩を尹彦頤が作ったのではなく、尹彦旼が作ったと記されている。このように当代に作られた墓誌銘記録は、後代に編集された史書よりずっと正確で良質な情報を提供してくれることが多い。また、正史類は編纂者である史官の立場が介入しうるのに対して、墓誌銘は個人の内面世界や当時の社会をより正確にみるためにずっと多くの助けとなるのである。

もちろん、墓誌銘の記録が一定の限界をもつていることも事実である。なによりも墓誌銘は、ある人物が死亡した直後に彼と近しい関係にある人物が作るものであるため、故人の業績について否定的な事実の叙述はもちろん、客観的な評価すら正しく下しがたいためである。例えば、高麗前期の金存中の場合、『高麗史』編纂者は嬖幸伝に彼の伝記を載せており、

附己者進、異己者斥、久典銓注、賣官鬻爵、財累鉅萬、甲第至數四。兄弟親戚、恃勢驕恣。（自らに詔うものは登用し、自らに逆らうものは排斥し、長い間、銓注として官爵を売り、巨万の財産を蓄えて住宅は4つにもなった。兄弟と親戚も（彼の）勢力を恃んで傲慢で恣にした。）<sup>43</sup>

として非常に否定的な記事を載せている。しかし、「金存中墓誌銘」には、

朝夕輔導、言聽計行。陰功密輔、有人所不知者、國史所錄十不得一。((公は) 王を

<sup>39</sup> 『高麗史』卷112・趙云亿伝。

<sup>40</sup> 『補閑集』上・「文康公尹彦頤」参照。

<sup>41</sup> 『集成』110～116頁。

<sup>42</sup> 『集成』140～142頁。

<sup>43</sup> 『高麗史』卷123・嬖幸「金存中伝」。

朝夕に輔弼して導き、諫言をして行いを計った。密かに功績を立て補佐したので人々の知らないことがあり、国史に記録されたのは十のうちの一つにもならない) <sup>44</sup>

として否定的な姿はひとつも書かず、むしろ美化している。

また、高麗後期の吳潛について、『高麗史』編者は姦臣伝に彼の伝記を収録して、王の寵愛を受けて彼の行った様々な不法行為を詳細に記しているが<sup>45</sup>、彼の墓誌銘には、

閑者舞巧訴以背公。(暇なものが策略で讒訴して公を裏切った。) <sup>46</sup>

とするなど吳潛の否定的な側面をかばっており、むしろ彼が忠臣であり愛國者であったと主張する。

もちろん、『高麗史』編纂者の評価が必ずしも正しいものではないかも知れないという問題は、別に検討しなければならない。いずれにせよ、こうした事例は、墓誌銘に記された内容が一定の限界をもっているという点をよく表している。なによりも政治的な事件や個人の非行と関連する内容は、特にそうであつただろう。そうであつても当時の人々が故人の業績をよく知っている状況において、不利な事実を隠して記さずに多少の美化や誇張をしたとしても、少なくとも全くない事実を嘘で創り出して記すことはなかつたとみなければならないだろう。

こうしてみてくると、墓誌銘は一定の限界をもつとはいえ、その限界を超えて他の史書が決して提供しえない豊かな情報を多く持っていることを認めるざるをえない。特に、個人の入仕路や官歴、家系や結婚、家族関係、葬礼次第や埋葬地のような記録は、墓誌銘のみが伝える、それこそ独自の情報であるといえる。また、20基の僧の墓誌銘と53基の女性の墓誌銘の存在も、『高麗史』列伝では到底見いだせない、高麗時代の仏教研究や女性史研究のための第一級史料であるといえる。さらに、墓誌銘の本論であり核心であるというべき「銘」の部分は、洗練された韻文からなっており、高麗文学史の一つのジャンルとして位置づけられるべきものである。書道史や美術史的資料としての墓誌銘も、さらに注目されるべきだろう。こうした点をここで一つ一つすべて言及する必要はなかろうが、墓誌銘のみが見せてくれる独特で豊かな情報を掘り出す努力を、今後もさらに傾ける必要がある。

## 終わりに

高麗墓誌銘は現在、原文で整理されているだけでなくハングル訳注本もでており、索引も作られている。また、実物や拓本の写真および映像を見ることのできるシステムも構築されている。こうした事実は、いまや高麗墓誌銘に対する基本的な整理作業がある程度なされたことを意味する。これによって今後、墓誌銘を主な資料として利用する本格的な研究も相当進むものと期待される。

<sup>44</sup> 「金存中墓誌」(『集成』151頁：毅宗10年(1156))。

<sup>45</sup> 『高麗史』卷124・姦臣1「吳潛伝」。

<sup>46</sup> 「吳潛墓誌銘」(『集成』491頁)。

しかし、こうした研究以外にも、今後も新たな墓誌銘資料が発掘されて紹介される余地は非常に多い。国内や海外にもまだ知られていない資料があるうし、特に北朝鮮で新たな資料が多く見つかる可能性はかなり高い。そのため、これらを見出して整理する努力も絶えず続けられねばならない。こうした点から、より水準の高い墓誌銘研究のためには、さらに多くの人たちの関心と努力が必要ではないかと考える。

原載：『高麗・社会・人びと』、一潮閣、2018年（初発表2006年）。

翻訳：橋本繁